

第194回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成30年1月22日（月）10:00～11:30
県庁3階 特33会議室

2 出席者

(1) 委員

渡邊会長、大枝委員、本間委員、久保委員、高田委員、川添委員、大森委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1) 「ドン・キホーテ楽市楽座久留米店」に係る新設届出について
- (2) 「仮称スパイシーモール新飯塚」に係る新設届出について
- (3) 「ドラッグストアモリ上津店」に係る新設届出について
- (4) 「ドン・キホーテ八女店」に係る変更届出について

4 議事要旨

- (1) 「ドン・キホーテ楽市楽座久留米店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から3回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (2) 「仮称スパイシーモール新飯塚」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から3回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3) 「ドラッグストアモリ上津店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (4) 「ドン・キホーテ八女店」の変更届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。